

表 彰 規 程

(総 則)

第1条 本規程は、宮城県ソフトテニス連盟規約第26条に基づき表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰区分)

第2条 表彰の区分は、次の通りとする。

1. 功労者

多年にわたり県連盟、県連盟加盟団体、ソフトテニスクラブの運営ならびに事業遂行、普及振興に貢献し、本連盟の発展に功績のあったもの。
ただし、1回限りとする。

2. 優良団体

多年にわたり普及振興に寄与し、運営並びに成果において、他の模範と認めた団体または成績の優秀なもの。
ただし、1回限りとする。

3. 優秀選手賞

多年にわたり各種大会において優秀な成績を収めた選手。
ただし、1回限りとする。

4. 特別表彰

日本ソフトテニス連盟主催、共催、主管大会で入賞した選手、チーム
(団体戦においては監督も含む)

(推 薦)

第3条 1. 功労者

各加盟団体長は定められた期日までに所定の様式により、本連盟会長に候補者を推薦するものとする。

2. 優良団体

各加盟団体長(含む、中体連、高体連、学連)は定められた期日までに所定の様式により、本連盟会長に候補団体を推薦するものとする。

3. 優秀選手賞、特別表彰

競技委員会は定められた期日までに所定の様式により、本連盟会長に候補者を推薦するものとする。

4. 対象者は会員登録をしているものとする。

(決 定)

第4条 表彰者は、常任理事会において決定する。

(表 彰)

第5条 1. 表彰は毎年1回総会において行う。

表彰式終了後に該当者が出た場合は、翌年度表彰する。

2. 表彰者には賞状及び記念品を贈呈する。

(付 則)

第6条 この規程は平成13年12月1日より施行し、平成14年1月より適用する。